

○輸入販売業者が営業所を移転する場合の取扱いについて

(昭和三三年一月二日)

(三三衛薬発第二〇五三号)

(厚生省薬務局長あて東京都衛生局長照会)

左記事項については薬事法上いずれの場合も新規登録の手続をすべきものと解するものであるが、その実態からは新規登録の必要性を認め難い向もあるように思料されるので、この場合の取扱について貴意を得たく照会する。

記

ビルディングの一室を営業所とする輸入販売業者(この場合保管設備試験設備は他の施設を利用している。)が同じビル内で同じ階の他の室に移転する場合、また同じビル内で階を変える場合、及び同番地内にA、Bの二つのビルディングが存在し、Aビルの営業所をBビルに移転する場合(いずれもその保管設備、試験設備は前記のとおり他の施設を利用している。)

なお、デパート等において区切をしていない同階で、その登録(この場合は医薬品販売業を含む。)の場所を移転する場合、また、毒物及び劇物取締法の関係においても同様に措置できるものであればその解釈について。

(昭和三四年一月一日 薬収第三号)

(東京都知事あて厚生省薬務局長回答)

標記については、十二月十日三三衛薬発第二〇五三号をもつて照会があつたが、照会の事例のように輸入販売業者が単にその事務所のみを同一番地内で移転する場合は、新規登録を要しないものと思料される。

なお、毒物又は劇物の輸入業者についても個々の実情を考慮のうえ、医薬品の輸入販売業者の場合と同様に取扱われたい。